

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 2 月 9 日（金）第3389号の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

公 告

○一般競争入札公告 (財政課取扱い) 1

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成30年 2 月 9 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する物件

土地 3筆

所在地 鹿児島市草牟田二丁目3728番 2， 3834番 1 及び3873番

面積 24,201.48平方メートル

地目 学校用地

予定価格（最低売却価格） 585,702,000円

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからケまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年 4 月 18 日（水）午後 2 時
- (2) 場所 鹿児島県庁（行政庁舎16階）入札室
鹿児島市鴨池新町10番 1 号

4 入札の方法等

- (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、県有財産売却一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）による。
- (2) 入札に参加しようとする者は、平成30年 4 月 3 日（火）午後 3 時までには、次の部局に入札参加申込みをしなければならない。
なお、送付の方法により入札参加申込みをする場合は、平成30年 4 月 2 日（月）までに必着のこと。
鹿児島県教育庁学校施設課（行政庁舎16階）
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577

5 実施要領の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間 平成30年 2 月 9 日（金）から同年 4 月 3 日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（同月 3 日（火）にあつては、午前 8 時 30 分から午後 3 時まで）交付する。
- (2) 交付場所 鹿児島県教育庁学校施設課（行政庁舎16階）
鹿児島市鴨池新町10番 1 号

6 契約条項を示す期間及び場所

5 の(1)及び(2)と同じ。

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、実施要領に定める方法により、入札当日の入札執行前に、入札しようとする金額の100分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(10)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加申込みをしていない者の入札
- (3) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (5) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (7) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) 予定価格（最低売却価格）に達していない入札
- (10) 送付、電報又は電送の方法による入札

9 落札者の決定

有効な入札書を提出した者で、予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

- (1) 落札者の決定後、仮契約の締結までの間に、落札者が地方自治法施行令第167条の 4 の規定又は 2 の(3)のアからクまでのいずれかに該当することとなった場合は、契約担当者は仮契約を締結しないことができる。
- (2) (1)により仮契約を締結しなかった場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

10 用途の制限等

- (1) 売買物件について、売買契約締結の日から 5 年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5

項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。

- (2) 売買物件について、暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、4の(2)の部局に記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 仮契約の締結

本物件の売却については、鹿児島県議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

- (1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第167条の4の規定又は2の(3)のアからクまでのいずれかに該当することとなった場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。

- (2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

13 契約保証金

契約の相手方は、契約担当者が指定した日時までに、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金は、その全額を売買代金に充当する。

14 現地説明会の日時

平成30年3月7日（水）午前10時

15 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

鹿児島県教育庁学校施設課

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-5234

16 問合せ先

鹿児島県総務部財政課財産活用対策室

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2169